○域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用規程

（目的）

第１条　この告示は、対馬市における学術研究や実習等、域学連携の活動滞在・地域交流拠点施設（以下「活動滞在・地域交流拠点施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もって、対馬市の地域振興・環境保全、ひいては交流・移住・定住人口の増加に資することを目的とする。

（名称及び位置）

第２条　活動・滞在拠点施設として供用する建物の名称は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 舟志の森自然学校 | 対馬市上対馬町舟志甲1684番地 |
| 佐護医師住宅 | 対馬市上県町佐護北里926番地3 |

（利用者の範囲）

第３条　活動滞在・地域交流拠点施設を利用できる者は、対馬市において対馬の自然・社会環境を対象とした学術研究、もしくは地域実践活動を支援する学生実習を行うために対馬市に滞在しようとする者、ならびに学生等とともに地域づくりに取り組む者で、以下の各号のとおりとする。

（１）対馬市域学連携地域づくり推進事業実施要綱（平成25年対馬市告示第72号）で定義する学生等

（２）大学主催の野外実習等で、現地同行及び指導が必要な場合は、実習等を担当する関係大学教職員

（３）学生や関係大学教員等との交流や協働作業、現地指導を行う地区住民・団体

（４）その他市長が特に必要と認める者

（利用期間）

第４条　活動滞在・地域交流拠点施設を利用することができる期間は、１回の申請につき１０日以内とする。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、利用期間を延長することができる。

２　同一年度内において、2回以上にわたり施設の利用を申し込む場合、その利用期間の合計が３０日を超えてはならないものとする。

（利用の許可）

第５条　活動滞在・地域交流拠点施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用の１週間前までに、域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用許可申請書（様式第１号）により市長に申請し、許可を受けなければならない。

２　市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）活動滞在・地域交流拠点施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、活動滞在拠点・地域交流施設の管理上支障があると認めるとき。

３　市長は、活動滞在・地域交流拠点施設の管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。

（利用許可書の交付）

第６条　市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、利用を許可したときは、域学連携活動滞在・交流拠点施設利用許可書（[様式第２号](https://www3.e-reikinet.jp/saikai/d1w_reiki/420902500067000000MH/420902500067000000MH/420902500067000000MH_j.html#JUMP_SEQ_66)）により、これを申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

（１）活動滞在・地域交流拠点施設を利用する者(以下「利用者」という。)が利用の目的に違反したとき。

（２）利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

（３）利用者がこの利用規程若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

（４）利用者が第５条第３項の規定により付された条件に違反したとき。

（５）天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、活動滞在・地域交流拠点施設の管理上特に必要があると認めるとき。

（利用実費徴収）

第８条　市は、施設の使用における利用実費の徴収は行わないものとする。

（利用者の遵守事項)

第９条　利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理と注意をもって利用しなければならない。

（１）施設及び施設の附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は模様替えをしないこと。

（２）土地の形質を変更しないこと。

（３）指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。

（４）施設の全部又は一部を転貸しないこと。

（５）人身等に危険の恐れがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

（６）前各号のほか市長が管理上必要があると認める事項

（施設の明渡し）

第１０条　利用者は、許可期間を満了したとき、又は自己の都合により期間満了前に退去するときは、速やかに施設を明け渡すものとする。

２　市長は、利用者が第７条及び第９条各号のいずれかに違反したときは、当該利用者に対し利用の許可を取り消し、施設の明渡しを請求することができる。

（立入検査）

第１１条　市長は、施設の管理のため必要があると認めるときは、職員に施設の検査をさせ、又は利用者に対し必要な指示をさせることができる。

（原状回復）

第１２条　利用者は、第１０条の規定により施設を明け渡すときは、職員の指示に従い、施設及び施設の附属設備等を原状に復さなければならない。

（損害の賠償）

第１３条　利用者は、施設及び施設の附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他利用者の責めによらない事由による場合は、この限りでない。

（補則）

第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年８月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　対馬市長　　　　様  　域学連携活動滞在・地域交流拠点施設（舟志の森自然学校・佐護医師住宅）を利用したいので、域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用規程第５条の規定により、申請します。  申請者　住　　所  所　　属  氏　　名　　　　　　　　　　　　　　（印）  電話番号  E-mail | | | | | |
| 利用予定者 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 所属 |
| 申請(責任)者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 | 名 |  | | |
| 利用の期間 | | 年　月　日から　　　年　月　日まで(　　泊) | | | |
| 利用の目的  (番号に○をつけてください) | | １　学術研究  ２　学生実習  ３　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | |
| 利用期間中の活動内容  (具体的に) | | ※研究計画書、実習計画書など参考資料を添付してください。 | | | |
| 利用中の  交通手段 | | １　公共バス  ２　レンタカー  ３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 代表者の緊急連絡先（携帯） | |  | | | |

様式第2号(第6条関係)

域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用許可書

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日  　　　　　　　　　　様  域学連携活動滞在・地域交流拠点施設利用規程第６条第の規定により、次のとおり（舟志の森自然学校・佐護医師住宅）の利用を許可します。  　　　対馬市長　　　　　　　　　　印 | |
| 利用人員 | 名 |
| 利用の目的 | １　学術研究  ２　学生実習  ３　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 利用の期間 | 年　月　日から　　　年　月　日まで(　泊) |
| 備考 | 利用の条件  利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理と注意をもって利用すること。  （１）施設及び施設の附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は模様替えをしないこと。  （２）土地の形質を変更しないこと。  （３）指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。  （４）施設の全部又は一部を転貸しないこと。  （５）人身等に危険の恐れがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。  （６）その他職員が指示する事項 |